

三 小倉藩の再建

慶応二年の百姓一揆 慶応二年（一八六六）八月一日小倉城の自焼と百姓一揆 時を同じくして、京都・仲津両郡で広範な百姓一揆が発生した。小倉藩領では、小笠原氏入国以来一度も広範な百姓一揆の発生をみていよい。この一揆は、苅田辺から発生してまたたく間に新津手永・久保手永・黒田手永と波及し、大庄屋・庄屋役宅を打ちこわして、翌二日には仲津郡・築城郡・上毛郡にも波及した（第5表参照）。

京都郡の打ちこわし勢は同郡行事村の正八幡宮に集結して、村々の御水帳焼亡を目標に次々と、庄屋宅を打ちこわしながら移動していった。水帳の消却については、上毛郡の首魁清次郎は「水帳をなくすれば、税金を出す必要がなくなる」（築上郷土史読本『福岡県史料叢書』第八輯所収）といつて、百姓を扇動したといい、ここに一揆の主な目標があつた。

京都郡の一揆勢は七曲峠（現田川郡香春町と京都郡勝山町の峠）

第5表 慶応二年の百姓一揆の被害状況

役職など	人名
東友枝大地原庄屋自宅	大原哲之助
西友枝仙代庄屋	吉村孫三郎
同 橫川庄屋	末松惣左衛門
行司（事）三軒	柏木勘八郎
成恒村大工	周助
岸井手永八石、成恒庄屋兼帶	曾木富蔵
八石	竹下辰蔵・竹下武助
岸井村庄屋	釤丸丹助
皆毛村方頭	伝七
宍瀬村庄屋	友枝文五郎
友枝村庄屋	生田武左衛門
同村計り屋	才藏
宇島村方屋	小今井助九郎
同別家	恒藤条助
一本松酒屋	三毛門欣右衛門
沓川村三軒	以上打ちこわし
三毛門手永大庄屋本宿屋	三毛門新九郎
永久役宅	同人
岸井手永大庄屋自宅	久呂土元平
黒土手永大庄屋前田役宅	黒田七右衛門
薬師寺村水車一軒	大河内村庄屋二軒
同村庄屋	佐市
尻高村庄屋	中村碩蔵
下川底村庄屋	何某
大河内村庄屋二軒	以上焼失
土才村大小屋一軒	一一軒

（注）八石は子供役（元庄屋の補佐役）（小倉藩壬寅農民一揆）
撰「福岡県史料叢書」第八輯

まで押し寄せたが、郡代の一隊が小銃を撃ちならしがらこれを撤退させた。そして、久保村で鎮圧されてしまった。

仲津郡長井手永大庄屋は次のように簡潔に記している（「慶応二年寅御用日記」長井手永大庄屋文書二五〇）。

八月朔日雨天

御城御自焼

二日 とん天

今晚役宅自宅焼失、花熊同苗宅同様

三日 晴天

今晚若御郡様築城上毛御代官一揆御取鎮メとして山鹿へ御泊

仲津郡大庄屋の国作昇右衛門は八月三日仲津郡筋奉行の和田藤左衛門に対し出動を要請した。翌四日に鎮圧隊が到着したため、一揆は鎮静した。この間、長州藩兵と戦いを継続中であったので、仲津郡の筋奉行は大庄屋たちに対して、郡夫一〇〇人と草鞋を香春まで届けるように通達し、また四日には大江丸に積み込んである弾薬を香春まで運ぶように指示した。ところが、大庄屋たちは長州戦争のことよりも、打ちこわしにあって損害を受けていたこと、またいつ再発するかも知れない状況を説明し、この筋奉行の要請を断り、むしろ一揆再発防止のために筋奉行の出動を懇願した。なかでも、長井手永においては、庄屋たちが役儀の返上を願い出て、農村支配の根幹である組織が崩壊に瀕していた。このような事態に追い込まれていた村方役人たちの困惑も著しかったが、一揆が再発しなかつたことで事無きを得た。これは一揆の性格が自然発生

第6表 慶応二年の百姓一揆の概況

郡名	日	一揆のあらまし
京都郡	一日	藩権力の象徴である小倉城の自焼と同時に一揆が勃発した。「刈田辺より百姓一揆逢起」(慶応二丙寅『仏山堂日記』)し、新津手水の大庄屋役宅を打ちこわし、家財を積み立て焼き払う。久保七右衛門宅、末松安石衛門宅、黒田喜左衛門宅も焼き払う。それより、行事村(現行橋市市街)に押し移り、町家を夥しく打ちこわした(『仏山堂日記』)。
上毛郡	二日	一揆は郡中一円になる。行事村正八幡宮に集合し、村の水帳を焼き払うべしと決定した。そして延永健右衛門宅を打ちこわして後、二手に分かれた。一手は役宅を打ちこわしながら、村上仏山の居村の科田村方面にやつてきた。貫一郎方は金子五〇〇両ほど・米穀を出して難をのがれた。そして、上田川原に集合して評議。
上毛郡	三日	もう一手は、既に、久保新町に押し寄せ、箕田・矢山方面に向かおうとした。そこで、郡代から派遣された鎮圧隊の発砲によつて、散々になつて逃げ帰つた(『仏山堂日記』)。
上毛郡	四日	二日より京都・伸津・築城・上毛諸郡の富豪及び庄屋の宅を襲い、乱暴狼藉を極めた(『築上郷土史説本』『福岡県史料叢書』第八輯所収)。
上毛郡	五日	我が上毛郡では八屋村清兵衛が首魁となつて一揆を起こした。清兵衛は、八屋下町の目明かし虎藏の所に出入りしている無賴の徒で、小倉変動の際、小倉において各所に暴動が起ころるを見て、八屋に帰村して三日に暴動を起こし同町の者を勧誘し、まず代屋という酒屋を荒らした(同)。
八屋村(上毛郡)	六日	宇島に入つて、万屋を襲い、酒槽を打ちこわし、造酒四〇〇石を流し捨て、いつたん八屋賢明寺に集合(同)。
八屋村(上毛郡)	七日	今市方面に出て、大村の庄屋宅を荒らし、それより各所を荒らし回つた(同)。
八屋村(上毛郡)	八日	久保新町では、役人が一人鉄砲で打ち留め、九人を召し捕り、その内、三人はすぐに新町で斬罪、鉄砲で殺された一人の首とも晒された(一つは新町に獄門、三つは行事で獄門、外の五人は香春に引っ張られた)。
八屋村(上毛郡)	九日	沓尾村(京都郡)平次郎は斬首、晒しもの
八屋村(上毛郡)	十日	夕刻、郡代高来作之丞が兵十余人を引き連れ、発砲して鎮圧したので一揆勢は逃亡した(『築上郷土史説本』)。
八屋村(上毛郡)	十一日	清兵衛は斬首、晒しもの

(『仏山堂日記』、『纂上都志』、『国作手永大庄屋日記』—慶応二年)

的であり、その目的をすでに達していたことから自然鎮静化に向かつたからであつた。この一揆全体の動向については、第6表を参照して頂きたい。

この一揆につき、以下のような六郡大庄屋の演説書が認められた（「慶応二年寅御用日記」九月十五日 長井手永大庄屋文書二五〇）。

（前略）七月晦日俄に夜中諸家様御引き払いに相成り、翌日御城御自焼御上様始め御家中様方、険阻の地へ御引き移り候に付き、御領中一同驚き入り偏に如曾中直にも海岸へ長州人入り込み申すべくや、敵方へ年貢掠め取られ候ては、口惜しき次第と申す所風吹く同氣相催候哉、村々御水帳御取立帳ともに焼き捨て申すべしと動搖仕り候、依之、即刻御郡代様村々へ御出張なれ、御教諭の御趣意拝承たてまつり、始めて安心仕り後悔限り無く、人別自儘の働き仕り候段、御大切の御時節に付き、他方にて一揆の様にとも相唱えられ候ては、御上様御忠貞の程は申し上げ候も、憚り多く存じたてまつり候得ども、御領中一同昼夜堪え難き数年の辛労も消失、かえつて御不為にも相成り申すべしやと、重置恐れ入りたてまつり候、かつ前断申し上げ候通り、亥子以来は数万の夫役相かさみ候とて、年々御救米下され置き、昨丑年は殊更作方よろしからず夫喰など心元無く思し召され、別段大層の下され米仰せ付けられ有難く存じたてまつり候得ども、御警備筋については、昼夜一方ならず御失費有之末、御救い筋成り下され候御趣意柄实以勿体無く、何れも落涙仕り候、百姓ども疲弊仕り候とも、御国中一同如何様の艱難をも仕り申すべく候得ども、御公務に付いては、恐れながら御家名御拋遊ばさるべき程の思し召し、なおこの末は自他の御失費眼前に湧くごとし、如何が御取り続き遊ばさるべきやと、一同寝食を忘れ恐れ

ながら深く御察し申し上げ候、御上様御高運御長榮遊ばされ候様朝暮祈念たてまつり候、何卒この段公義御役人へ仰せ上げせられ下し置かれ候様、下方一同毎度歎願仕り候、御用御多端の御時節には候得ども、よろしく仰せ上げられ下し置かれ候様、猶百姓惣代として私どもの内両人罷登り居り、自然御尋ねの筋も御座候、委敷申し上げ度たてまつり候、この段願いたてまつり候 以上

寅九月

(後略：六郡大庄屋連名)

右小森承之助友枝角之助并に河江河内守登坂、九月十六日發足

そして、十月十六日に総代として、川江河内・小森承之助・友枝角之助・堤平兵衛が京都に着いた。「亥年（文久三年＝一八六三）の攘夷命令以来、防長征伐の仰せに至るまで、御領主様はいすれも御所様（朝廷）、御公様（幕府）の御沙汰を遵守してきただところである。また、下民には小倉は九州咽喉の地であつて、御領主様は九州探題と申し伝えてきた。如何に苦しくとも、公義に忠節を尽くしてきたところは下民も遠察しているのである。」と断り、「年貢米を敵方に手もなく取り立てられては残念につき郷村に有来る帳面を焼き払い可申（中略）御領主様を慕い申上候情合いより差起こり候義」であつて、今は後悔しているとの断り書きをしている。また、「御休兵被仰出後も九月十六日敵兵軍艦へ乗り組み中津領付近の宇島へ襲来してきた。（中略）御仁恵を以て早々侵掠の地を引き払うよう懇願奉る」（毛利家文庫66-43-10-7「慶応二年十月 小倉藩記長州戦争始末 七」山口県立文書館）との歎願書を認めて、幕府に訴えの行動を起こしている。

藩主忠忱の

八月一日、豊千代丸（忠忱）と故忠幹の夫人とが小倉から田川郡香春の御茶屋に退避した。

肥後避難

そのため郡方役所から「郡々固所之内、引きはつれ候農兵并に遊兵の者ハ、勿論早々香春御茶屋御両所様御守衛可致」との命令が下された。そして、その指揮には和田藤右衛門と下条五兵衛があたるの、香春に赴いた農兵はその指示を受けるようにとの沙汰があつた（慶応二年寅御用日記）七月三十日条 長井手永大庄屋文書（二五〇）。

友石孝之「御内証日記－幼君豊千代丸一行の肥後退避－」（『美夜古文化第二集』）によれば、以下の様子であった。肥後に避難した一行は、豊千代丸、故忠幹夫人、姫君一人、千束藩主故小笠原備後守貞謙の遺児、故小笠原敬次郎の遺児を中心に、奥向きの女中衆老女三人・中老三人・お側四人・その他二〇余人と下女十数人であつた。この一行警護の藩士は家老小笠原出雲・生駒主税以下六九人であり、総勢一二〇人前後と推定されている。豊千代丸一行は次のような道程で、肥後に赴いた。

八月 一日 採銅所村庄屋 原田時之助方に一泊

二日 伊田手永大庄屋 伊田健助方に昼夜み

添田お茶屋 一泊

三日 真崎村庄屋 柳武甚三郎方に一泊

四日 猪膝手永大庄屋 猪膝小左衛門方に宿泊

前同書に紹介するところでは、「八月五日田川郡猪膝を出て、筑前領に入り、上山田、大隈、千手を経て八丁峠を越えて秋月に、それから筑後領を経て肥後領南関に入り、さらに、山鹿、隈府、旭志村を通つて

大津に達し、七泊八日の旅の後、ようやく八月十二日に至つて阿蘇の内ノ牧に到着しているのである。国境の南関には、そのとき既に細川藩の老職溝口藏人の手のものが出迎えて「文久三年以来小倉来使一件」（永青文庫三〇六一四一一〇一三）によれば、左京太夫（小笠原藩主）より越中守（細川藩主）に宛て、「老中の小笠原壹岐守殿は先月七月三十日夜軍艦に乗り込み、また幕府の重臣どもも残らず引き払い、ついては海陸の防戦も覚束無く切迫してきたので、領内の要地に藩兵を引き払っている」と藩の苦境を申し入れ、さらに「委細は口上にて申し含む」と記されている。そして、「小倉の使、乞う、嫡豊千代丸を本藩に託す」旨があつた（改訂肥後藩国事史料）卷六 八七三ペー

この肥後避難について、「文久三年以来小

い」と好意的に迎えられた。

第7表 小倉城炎上直前に持ち出された御宝藏金

宝蔵金の形態	その経緯と処理方法
Ⓐ 4000両	当時通用金で、肥後出立時に持ち出したの当用金
大判 Ⓛ 58枚	
5両判 3枚	この3枚を15両に換算したとある。
小判 1万322両	
古式歩判 270両	
古式朱金 1533両 2朱	
新式朱判 1160両	
Ⓑ計 1万3300両 2朱	御宝藏金の内、肥後表に立ち退きの節、5箱に詰めて肥後内牧に持ち運んだ分
外ニ	
大判 Ⓛ 25枚	
Ⓒ 古式朱金 1000両	御小納戸御有金細川様江御預け、通用金に引替分
大判(Ⓐ+Ⓑ) 83枚	
小判古式歩、古式朱金、新式歩 共(Ⓐ+Ⓑ+Ⓒ) 1万8,300両 2朱	但し、この大判ならびに小判古金の類細川様江御預け、相場を以て引替
引替高 5万6778両 2朱	大判・小判・古式朱金などの引替と、その他通用金を含む総額

(竹内文書「肥後表江御持越相成候御宝藏金之内本末帳」『豊津藩歴史と風土』第4集から作成)

ジ）。また、幕長戦争に出陣し、帰国途中にあつた肥後藩兵の総指揮者であつた長岡監物が「何處迄も力の及ぶ丈の助力を進められなくては、情義に於いて済まないこと、また足の弱い面々御幼君相手に遠境の旅行実に聞くに絶え難き、城下にお連れしたいところを十里外の地である内牧に越されるように取扱い、護送をすべきところを一日遅れで秋月宿を出立するように申し入れ、家臣の小田原武兵衛と医師をさし遣わした。」（『改訂肥後藩国事資料』卷六 八七三～七四ページ）と熊本藩の重臣小笠原美濃らに受け入れを具申している。

この時、御宝蔵御内証金（藩庫ものではなく、藩主一家の家政費）を持参している（第7表参照）。

こうして、持ち出された宝蔵金は二万両近くに及んでいる。これを当時の通用していた金と細川藩から振替（両替）してもらつて、総計五万六〇〇〇両を手にしている。熊本滞在費用と、やがて長州藩との「止戦」交渉の難航による家臣・従類の肥後避難費用に使われたり、香春藩庁の費用にも使用されていて、貴重な非常時における財源となつた。

香春藩庁で 慶応二年（一八六六）十月朔日、「採銅所町仮政府ヲ香春町ニ移シ、御茶屋ヲ以テ仮政府トナ
の藩制整備 シ」（毛利家文庫66-43-10-7 「慶応二年十月 小倉藩記長州戦争始末 七」山口県立文書館）て、日々、

役人は出勤して、以前のように城内で行つていた政務を担当するように触れ出された。慶応三年（一八六七）、前年の秋収納は年内に皆済されず、しかも収納の大部分は大坂の銀主たちへの返金に充てられた。したがつて、家臣たちには給米を半高だけ渡すことさえ困難な状況に陥つた。まさに、藩財政は崩壊に瀕していた。この年の初めに試算された財政状況では、備蓄金は五月までしかもたないことが分かつていて、そこで、家臣およびその家族・陪臣を養うために一日五合の面扶持を実施した。その一方で幕府に救援米を要望し、幕

府から三月にはいり五〇〇〇俵の救援米が下げ渡された。

三月中旬には、熊本に避難していた家臣の帰還（藩主一族側近はそのまま滞在）、四月には日田駐屯の兵も香春に帰ってきたので、ますます困窮度を加えた。

こうしたなかで、藩制の整備が実行された。三月十八日、香春お茶屋に再置され、家臣の居住も定めて香春藩が発足した。そして、五月十四には征長戦の指導者であった小宮民部がその責を問われ、隠居・謹慎が命じられた。代わって、改革のため人事異動が頻繁に行われ、身分の低い者でも能力があれば登用する道が開かれた。

農政に関しては、この秋の収納を確実にするため年貢徵収の強化と農業の精励を督励した。また、領内の七カ所に目安箱を設置して具申を奨励して、不満が出ないように努めた。また、警護のために再度の農兵の取り立てを布告したが、文久年度の場合のように応募する者は少なくはかばかしくなかつた。

文武の奨励も行うべく、藩校思永館の再興も香春の光願寺に文武館をおいて、同年の五月に開館した。家臣の分散移住もあつて、支館も確保された（本庄村信福寺・田原村蓮則寺・上赤村正福寺・節丸村阿弥陀寺・別府村法蓮寺に置かれた）。

幕長戦の混乱の整理も行われた。同年の六月二日、一年以上前に亡くなつていた九代藩主小笠原忠幹の死去が触れ出され、葬儀が、七月八日田川郡上野村興国寺で執り行われた。六月二十五日には継嗣豊千代丸が、十代藩主小笠原忠忱として就任し、幼少のためその後見役として新田藩主の小笠原貞正が藩政を統括することになった。

幕府に對して、同年の五月には小倉藩の窮状を訴えて、一万石の救援米を嘆願した。この訴えは、結局幕府の受け入れるところとはならなかつた。このように、小倉藩は藩体制の再建に取り組んでいつたが、中央の政治情勢は大きく変わろうとしていた。

第三節 明治維新後の小倉藩

一 維新政府の諸政策と小倉藩

大政奉還

十四代將軍の後を繼いだ徳川慶喜は、慶應三年（一八六七）十月十四日に朝廷に對して政權の大政奉還を奏上した。同日、薩摩藩主・長州藩主に對しては、討幕の密勅が下されていた。大政奉還という路線は、將軍を議長とする列藩會議を開いて政治を担当するものであり、討幕はまさに徳川慶喜を討つものであつた。当時の主だつた藩が考へていたものは第8表のようなものであつて、實に政治勢力と情勢は複雑なものになつてゐた。

朝廷は十月十五日大政奉還の奏上を受け入れ、同時に一〇万石以上の諸大名に京都召集を命じ、一〇万石以下の諸大名にも同じ命令を發した。だが、京都の形勢を見て諸大名は、諸藩主らは容易に上京しなかつた。十月までに上京したのは、大藩では薩摩・越前・尾張・芸州・彦根藩主らであつた。そのほか、京都付近の